

2026年3月2日

佐賀県弁護士会・会長 出口 聡一郎 様
弁護士

藤田法科学研究所・所長



薬学博士・薬剤師・臨床検査技師・甲種危険物取扱者
DNA型鑑定資格・立命館大学客員研究員

佐賀県警察本部刑事部科学捜査研究所（以下、「佐賀県警科捜研」という）・技術職員
のDNA型鑑定記録改ざんについて警察庁が特別監察を行い、その2回目の中間報告が
2026年2月12日に公表された。

本中間報告に対する当職の意見は、次のとおりであるので報告する。

報 告 書

1. 鑑定件数の正確性について（資料1-1）

『注：1通の鑑定嘱託書を受けて行った鑑定を1件とする。』としているが、検証（監察）
するに当たっては、鑑定資料数とDNA型鑑定対象物数が重要である。複数のDNA型鑑
定対象物であっても、鑑定件数1件として纏められていることは正確性に欠ける。

当職の前報告書（意見）では、「事件数と件数を正確に把握していない。1つの事件に
鑑定嘱託書が複数送付されること、同嘱託書に複数の鑑定資料が記載されていること、
1つの鑑定資料にDNA型鑑定の対象物が複数付着していること（例えば、上着に付着の
複数の血痕）は、希ではない。正確な数を把握していないことは、概要の粋を出ず本検証の
根幹を揺るがすものであり、次表のような記載例にすべきである。」と指摘していたが、
改善がなされていない。

事 件	鑑定嘱託書	鑑定資料	DNA型鑑定対象物	不適切類型
殺人事件	嘱託書①	上着	血痕ア	⑤
			血痕イ	③
			唾液	⑥-1
		ズボン	血痕	②
	嘱託書②	被疑者の唾液	唾液	④

2. 佐賀県警察に対する特別監察の実施状況について（概要）

I. 捜査への影響の確認結果

(1) 捜査中の事件に関する鑑定（25件）

『○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員

が鑑定資料の検査を行っていないなど、鑑定作業が不適切であったものが7件確認された。○25件のうち12件については、対象職員の鑑定による捜査への影響は確認されなかった。(12件のうち1件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。)

残りの13件については、対象職員の鑑定によって捜査への影響が生じていたかどうか明らかにならなかった。(13件のうち6件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。)』としているが、対象職員の鑑定作業が不適切であったもの計7件である。それは、「DNA型が不検出となっている」ことは、佐賀県警科捜研で再鑑定し同様の結果や一部のDNA型が検出されても、対象職員の鑑定作業時とは鑑定資料の状態が異なり、鑑定結果が違ってくるので捜査への影響が生じるものと思料される。

(2) 時効が成立している事件に関する鑑定(9件)

『○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員が鑑定結果の回答を行っていないなど、鑑定作業が不適切であったものが2件確認された。○9件のうち3件については、対象職員の鑑定による捜査への影響は確認されなかった。

(3件のうち1件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。)

残りの6件については、対象職員の鑑定によって捜査への影響が生じていたかどうか明らかにならなかった。(6件のうち1件は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。)』としているが、対象職員の鑑定作業が不適切であったもの計2件である。それは、(1)項と同様、「DNA型が不検出となっている」ことは、佐賀県警科捜研で再鑑定し同様の結果や一部のDNA型が検出されても、対象職員の鑑定作業時とは鑑定資料の状態が異なり、鑑定結果が違ってくるので捜査への影響が生じるものと思料される。

II. 公判への影響の確認結果

『鑑定結果が検察庁に送致されていると認められる25件のうち確認中であった7件について、検察庁において公判に使用されておらず、公判への影響がないことが確認された。』としているが、対象職員が適切な鑑定作業を行いDNA型が検出されていたら、公判に使用される可能性があり、「公判への影響がない」とは断定できない。

III. 行政上の支障の確認結果

『行政目的で行われる身元確認に支障が生じていないか確認中であった3件について、対象職員による鑑定の実施状況等を確認した結果、対象職員による鑑定により、支障が生じていることは確認されなかった。』としているが、「鑑定資料が全量消費されていたもの2件、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件」との理由で「再鑑定を実施していない」のであるから、「支障が生じていることは確認されなかった」との結果には信頼性がない。

3. 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)の捜査・公判への影響の確認状況(資料1-1~12)

I. 捜査への影響の確認結果【捜査中の事件に関する鑑定】②

『▷再鑑定を実施していないもの(※)3件

○対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。

○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。

(※ 鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件、対象職員が鑑定後の残余資料を紛失していたもの2件)』としているが、残余資料が無く再鑑定不能であるから「DNA型検出結果に誤りは確認されなかった」、「捜査への影響は確認されなかった」との判断は正確性・信頼性がない。なお、「対象職員が鑑定後の残余資料を紛失していた」ことは、再鑑定されないように故意に廃棄したとも思料される。

II. 捜査への影響の確認結果【捜査中の事件に関する鑑定】③

『○再鑑定で検出されたDNA型の1件(分類表番号【1-2】9)は、

・複数人のDNAが混合しており、直ちに個人を特定できないものであり、仮に対象職員による鑑定において検出されていたとしても、被疑者の判明に直ちにつながるものではなく、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。』としているが、複数人のDNAが混合していても犯人の可能性や否定を判断でき、「対象職員による鑑定でDNA型が検出されなかった」ことは捜査への影響は大きい。

『○残りの1件(分類表番号【1-2】13)は、

・個人のDNA型のうち一部の座位を検出したものであり、対象職員による鑑定では検出されていないことから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていた可能性が認められたが、警察庁のDNA型データベースを確認したところ、当該DNA型に一致する人物のDNA型は登録されておらず、結果として、実際には捜査への影響は生じていなかったことが確認された。』としているが、警察庁のDNA型データベースには逮捕した被疑者のDNA型が登録されているだけで、それ以外の人物が犯人であればヒットしない。対象職員による鑑定時に一部でもDNA型が検出されていれば、容疑者が浮上したとき犯人であるかどうかの判断材料になるので、捜査への影響は大きい。

III. 捜査への影響の確認結果【捜査中の事件に関する鑑定】④

『(3)再鑑定で、DNA型を検出しなかったもの11件

○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかったもの4件

・再鑑定でも対象職員による鑑定結果と同様にDNA型が検出されておらず、また、対象職員の鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に

不適切な取扱いは確認されなかった。

・対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定においてDNA型が不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある（資料1－4参照）ことや、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除できず、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかつた。』としているが、鑑定資料に付着したDNAが対象職員による鑑定で消費され減少したり、変質・分解の影響を受けたりして、再鑑定でDNA型が不検出になった可能性もある。従って、対象職員による適正な鑑定によりDNA型が検出された場合、犯人の特定に繋がった可能性があり、捜査への影響は大きい。

『○対象職員が鑑定資料の検査を行っていないことが確認されたもの6件

・対象職員が鑑定資料の検査を行っておらず、対象職員による鑑定作業は不適切であった。
・6件のうちの1件（分類表番号【I－2】25）は、DNA型鑑定以外の捜査で被疑者が既に判明しているが、被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない事案であり、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への影響は確認されなかつた。

・残りの5件は、再鑑定ではDNA型が検出されていないが、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定資料の検査を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性もあることから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかつた。
○対象職員による鑑定において、微量ではあるがヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果が定量検査で出ていたが、その後の検査を行わずに、鑑定結果をDNA型不検出としていたもの1件

・ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果が定量検査で出ていたが、その後の検査を行っておらず、対象職員による鑑定作業は不適切であった。

・再鑑定ではDNA型が検出されていないが、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が定量検査後の検査を行っていれば、その際にDNA型を検出できた可能性もあることから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかつた。』としているが、対象職員が鑑定を行ってDNA型が検出された場合、犯人の特定に繋がった可能性があり、捜査への影響は大きい。

特に、現在、日本の警察で採用されている GlobalFiler 試薬キットによるDNA（STR）型検査において、論文「GlobalFiler によるSTR型検査の法科学的評価：藤井宏治ほか著 日本法科学技術学会誌，21(1)，p.1-23，2016年」によるとDNA量で0.125ngが検出限界とされており、極微量でもDNA型が検出される可能性がある。従って、対象職員

による鑑定で「ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果が定量検査で出ていた」のであれば、DNA型が検出された可能性が大いにある。不正鑑定のうち、最も不適切な事案である。

IV. 捜査への影響の確認結果【捜査中の事件に関する鑑定】⑤

『▷再鑑定を実施していないもの(※) 3件

○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。

○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定においてDNA型が不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある(資料1-4参照)ことを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除できず、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかつた。

(※鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの2件、対象職員が鑑定後の残余資料を紛失していたもの1件)』としているが、残余資料が無く再鑑定不能であるから「対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかつた」、「捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかつた」との判断は正確性・信頼性がない。なお、「対象職員が鑑定後の残余資料を紛失していた」ことには、再鑑定をされないように故意に廃棄したとも思料される。

V. 捜査への影響の確認結果【時効が成立している事件に関する鑑定】①

『▷再鑑定を実施していないもの(※) 1件

○対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかつた。

○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への影響は確認されなかつた。

(※3鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件)』としているが、残余資料が無く再鑑定不能であるから「捜査への影響は確認されなかつた」との判断は正確性・信頼性がない。

VI. 捜査への影響の確認結果【時効が成立している事件に関する鑑定】②

『▷再鑑定を実施していないもの(※) 7件

(1)対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかつたもの5件

○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかつた。

○対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定においてDNA型が不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある(資料1-4参照)ことを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DN

A型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除できず、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかつた。

(3) 対象職員による鑑定において、ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果が定量検査で出ていたが、その後の検査を行わずに、鑑定結果をDNA型不検出としていたもの1件

○ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果が定量検査で出ていたが、その後の検査を行っておらず、対象職員による鑑定作業は不適切であつた。

○対象職員が定量検査後の検査を実施した場合にDNA型が検出された可能性もあるが、再鑑定を実施してその点を確認することができなかつたことから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への影響が生じていたかどうかについては明らかにならなかつた。

(※ 鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかつたもの7件)』としてい
るが、対象職員による適正な鑑定によりDNA型が検出された場合、犯人の特定に繋が
た可能性があり、捜査への影響は大きい。Ⅲ項と同様で、不正鑑定のうち、最も不適切な
事案である。

Ⅶ. 公判への影響の確認結果

『○犯人を検挙している事件に関する鑑定 3件 【前回中間報告資料2-2】

【確認結果】

▷3件のうち2件(分類表番号【I-1①】2及び3)は、検察庁に鑑定結果が送致されたが、公判には使用されていないことが確認された。

▷残りの1件(分類表番号【I-1①】7)は、検察庁から家庭裁判所に送致(※)されていた。

(※家庭裁判所に対し、少年審判における鑑定結果の使用の有無や影響について確認したがとからお答えできないという理由で回答が得られなかつた。)

【公判への影響】

▷対象職員によるDNA型鑑定結果が公判に使用されていないことが確認された2件について、公判への影響はないことが確認された。

▷検察庁から家庭裁判所に送致された1件については、家庭裁判所から、裁判官の判断に関わるものであることからお答えできないという理由で回答が得られなかつたため、審判への影響を確認することはできなかつた。』としている。

分類表番号【I-1①】2及び3の事件は、佐賀県警察による不適切類型のうち「鑑定作業の終了後、決裁を上げる際に、実際の作業日を別の日付に書き換えたもの」、分類表番号【I-1①】7の事件は「鑑定資料の入っていない溶液の検査結果について、波形を組み合わせたもの」であり、特に分類表番号【I-1①】7の事件については、陰性対照検査が適正でないため対象職員による鑑定は正確性が担保されていない。

Ⅷ. 行政上の支障の確認結果

『○行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定3件【前回中間報告資料2-9】行政目的で行われる身元確認に支障が生じていないかについて、確認した結果は次のとおりであった。

【対象職員による鑑定の実施状況の確認結果】

▷これら3件については、再鑑定を実施していない（※）が、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。

（※ 鑑定資料が全量消費されていたもの2件、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件）

【行政上の支障】

▷対象職員による鑑定により、「行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定」に支障が生じていることは確認されなかった。』としているが、残余資料が無く再鑑定不能であるから「行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定に支障が生じていることは確認されなかった」との判断は正確性・信頼性がない。

IX. 総括①

『I 犯人を特定し、検挙するための鑑定（72件）②捜査中で「A-2「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか」影響不明（13件（不適6件））、③時効で影響不明（6件（不適1件））』については、捜査への支障があったとも思料される。

X. 総括②

『▷対象職員による鑑定において、ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果が定量検査で出ていたが、その後の検査を行っていないものが確認されたことから、こうしたものの有無も含め、引き続き、対象職員による鑑定の実施状況の確認を進めていく。』としているが、III、VI項の理由により、厳格な検証が必要である。

『▷これまでの確認結果においては、先般発出した通達で指示した再発防止策（※）により防止できないような事案は認められないことから、引き続き、これらの徹底を図っていく。

※「鑑定における不正を防止するための対策について（通達）」（令和7年9月8日付け警察庁丁鑑発第2220号）において指示した事項

- 警察署との連絡窓口の設置等
- 鑑定作業の複数人によるチェック
- 日々の業務報告及び進捗状況の組織的把握
- 分析結果の印刷物への分析月日の明示
- ログ等の検証
- 業務量の調整
- 決裁時における分析結果及び鑑定書等の確認
- 身上把握の徹底
- 正確な鑑定の重要性に関する教養の徹底』としている。

佐賀県警が「刑事事件のDNA型鑑定をしていないのに、したかのように見せかけるなどの不正を繰り返したとして、科学捜査研究所の40代の技術職員を懲戒免職とし、虚偽有印公文書作成や証拠隠滅の疑いで書類送検した」と発表した2025年9月8日に、警察庁刑事局犯罪鑑識官は各道府県警察（方面）本部長など宛に「鑑定における不正を防止するための対策について（通達）警察庁丁鑑発第2220号」を发出しているが、管理が主体で根本的な鑑定不正の絶無の解決策にならない。もっと、各都道府県警科捜研、特にDNA型鑑定を担当する法医科（係）の実情を把握する必要がある。他の係との業務の質と量の均衡を図るため、人員、待遇、施設の充実に、警察組織を組織を挙げて努力すべきである。

同通達には『5 身上把握の徹底：幹部職員は、鑑定人に対する随時の個別面談や日常の会話等を通じて、業務上のストレスとして感じていること及び私生活上の困り事はないかなど、身上把握を徹底すること。6 正確な鑑定の重要性に関する教養の徹底：幹部職員は、鑑定人に対する随時の個別面談や日常の会話のほか、各種会議を利用するなどして、鑑定は公判等において多方面からその正確性を検証され、いささかの疑義であっても見逃されることはないことについて、教養を徹底すること。7 マネジメント教養の機会の提供：幹部職員が適切なマネジメントを行えるようにするため、警務部門と連携するなどしてマネジメント教養の機会を提供し、人材育成、組織運営及び業務管理に必要な知識や技能を身につけさせること。』としているが、建前論の域を出ない。

さらに、同日、佐賀県警察本部長は関係各所属長宛に「科学捜査研究所における鑑定実施等要領の制定について（通達）佐本科発第37号、佐本刑企発第152号」を发出し『第1 目的：この要領は、科学捜査研究所（以下「科捜研」という。）において、犯罪捜査や身元不明死体の身元確認等のために実施する鑑定に係る要領を定め、その適正性を確保することを目的とする。』しているが、科捜研の全体の科（係）に掛かる事項である。当職が県警科捜研で勤務していたとき、科学警察研究所（科警研）のDNA型鑑定の管理・指導の担当研究員にDNA型鑑定の担当者ばかりが年度ごとの科警研へのブラインドテスト、試薬・機器・施設などの管理結果報告義務が科せられ、科捜研技術職員間で不公平であると具申ししていたことが、今になって明文化された。

また、『1 嘱託所属との連携：（1）鑑定嘱託の事前調整 DNA型鑑定を嘱託する所属（以下「嘱託所属」という。）は、その嘱託前に、科捜研法医係連絡窓口で事前連絡を行い、当該鑑定の必要性や緊急性等について、十分に調整するものとする。』としているが、多少、適正な業務量に資するものと思料されるが、遅きに失した感がある。

前通達と同時に佐賀県警察本部長は関係各所属長宛に「科学捜査研究所におけるDNA型鑑定の実施における留意事項について（通達）佐本科発第38号、佐本刑企発第153号」を发出し、『DNA型鑑定の実施における留意事項を定めた』が参事又は法医係の上位の職にある者の管理業務やDNA型鑑定の担当者のストレスが増大するであろう。ましてや、化学、物理、心理、文書の他の科（係）には、本通達のような細かい各作業過程での上司の決済などは無く、不公平感が増すばかりであろう。業務管理も大切であるが、日本の警察は鑑定不正の根絶のためには科捜研の技術職員（研究員）が真の科学者としての精神が涵養できる組織づくりに邁進すべきである。

4. 外部有識者（玉木京都大学名誉教授、青木名古屋市立大学名誉教授）の意見について
2025年11月27日に公表された、第1回の中間報告に『「鑑定の実施状況」の確認については、科学警察研究所のDNA型鑑定の専門家を中心に、外部有識者（玉木京都大学名誉教授、青木名古屋市立大学名誉教授）から意見を聴取し、その内容を反映して作成する手順に従って実施する。また、確認の結果についても意見の聴取を予定している。』とのことであったが、その内容を第2回の中間報告に記載し、客観性を担保する必要がある。

5. 最終特別監察結果の最終報告について

最終報告は、まだ、数ヶ月必要であろうが、中間報告のような内容でなく正確で詳細な監察結果を切望する。

2回とも中間報告には、「捜査への影響は確認されなかった」あるいは「明らかにならなかった」との記述が多い。捜査内容については内部での検証なので、実際は容疑者が浮上していたのか外部では確証が得られない。公正性、客観性を担保するには、第三者機関・委員会による検証が必須である。

6. 警察組織における科捜研について

当職の論文「法科学研究所」創設の提言－冤罪のない安全と安心の社会を目指して－
・藤田義彦（犯罪学雑誌 第81巻第1号3－15頁，2015年）、「犯罪捜査におけるDNA鑑定の問題点・藤田義彦（犯罪学雑誌 第82巻第3号74－79頁，2016年）」に著しているとおり、理想的には科捜研を第三者機関に設置して、公平性・客観性・正確性・学術性を高める必要がある。真の科学捜査は、ひいては国民の安全と安心に繋がる。

しかし、警察組織では真の科学捜査を遂行するには、様々な問題を抱えている。2012年、和歌山県警科捜研の主任研究員が、交通事故の自動車運転過失致死容疑などでの捜査で、証拠品の繊維や塗膜片の鑑定結果を上司に報告する際、分析内容を示す図として、実際の鑑定ではなく、過去の鑑定の際に作った資料を流用して添付、決裁を受けたとの不祥事案が発覚した。翌年、証拠隠滅と有印公文書偽造などの罪で懲役2年執行猶予4年の有罪判決が言い渡された。主任研究員は「見栄えが悪かったから、過去の資料を使った」とのことであるが、裁判では職場環境にも問題があると指摘された。佐賀県警のDNA型鑑定と和歌山県警の繊維・塗膜鑑定では、鑑定対象物は異なるが不正内容は類似している。まさしく、科捜研が警察組織に属している故の不正である。警察官に早く、見栄えが良いデータを示し、捜査に寄与することが評価される組織である。いずれの不正も、当然の流れと捉えられる。直近では、神奈川県警の警察官が不適切な方法でスピード違反を取り締まり、検挙件数の実績をあげたことも組織体質が理解できる。

特に、DNA型鑑定については、分析機器の発達にともない2003年以降、急激に鑑定件数が増加し、それに対応した人員・施設・体制の充実が図られていなかったため、法医科（係）の担当技術職員（研究員）の業務量は化学、物理、心理、文書などの他の科（係）より、遙かに増大した。しかし、科捜研では相応の処遇がなく、不公平感は増すばかりであった。当職は、県警科捜研に勤務していたとき、そのことを警察庁科学警察研究所（科

警研)のDNA型鑑定の管理・指導担当研究員に意見具申したが、真摯に受け止めはしなかった。

2026年2月24日、佐賀県警は会見で科捜研で発覚したDNA型鑑定の不正問題を受け、定員を今春から14人から17人にして3人増員(技術職員2人、警察官(警部)1人)すると明らかにした。これまでは、技術職員が副所長を兼務し鑑定に加え人事管理やチェックなどをしていたが、2026年度から技術職員ではなく、警察官(警部)が管理業務を担う方針である。これは、当職が危惧していたことである。階級社会が科捜研にも適用された故に、鑑定不正の本事案が発生した可能性があり、警察官(警部)が科捜研の管理業務を担うことになれば、さらに階級社会の弊害が科学に忠実な科学捜査に及ぶことになる。まして、対象職員が懲戒免職で1人欠員となり技術職員2人採用しても、実質的に技術職員は1人だけの増員であり、到底、膨大な鑑定業務には対応できない。

某県警の科捜研で副所長が管理体制強化の目的で、技術職員から警部に替わった。その結果、さらなる管理の期待を担った警部は階級社会をさらに導入し、科学捜査の本質を無視した建前の管理を行った。技術職員は警部の命令に従い、意見具申も十分にできなかった。混乱を招き、技術職員には疑心暗鬼が生じた。真の科学捜査遂行のための職場環境作りが必須であり、不必要な管理は逆効果である。

科学者としての良心を持ち発言力のある技術職員が科捜研の所長・副所長となり、警部1人の増員はDNA型鑑定担当の技術職員に替えるべきである。新規採用の技術職員は、信頼性のあるルーチンワークやDNA型鑑定ができるまでに、数年の研修、経験を積み重ねる必要があるので、複数人の増員に対して猶予はない、急務である。

都道府県警察はもとより、科警研、犯罪鑑識官をはじめとする警察庁は、科捜研、特にDNA型鑑定担当科(係)の現状を把握し、実効性のある対策を講じなければ、鑑定不正という安全と安心の社会を揺るがす同じ過ちは繰り返される可能性は否めない。

おわりに、2014年4月4日、徳島新聞に掲載された当職の「警察の不祥事根絶・真の社会正義実現を」と題した「時評とくしま」を示す。

『徳島県警の警察官が販売目的で警察手帳を偽造した事件が2012年にあった。これにより一定期間の飲酒会合厳禁などの綱紀粛正が行われた。そのためか13年は全国で唯一、懲戒処分者がゼロとなった。』

しかし全国の警察官と事務・技術一般職員を合わせた約29万人のうち、13年中に懲戒処分を受けた警察官・職員は389人(うち逮捕者86人)に上り、依然高い水準にある。その一部はマスコミに実名で大きく取り上げられ、組織のみならず社会的にも制裁を受けている。

警察官・職員は採用時、社会正義の実現を目指して夢と希望に満ちたスタートを切ったはずだ。しかし長年、勤務していると人によっては厳しい競争や規律、評価・昇任・懲罰の格差などに矛盾を感じ、倫理を逸脱した通常の社会人としては考えられない犯罪を起こすケースがある。そしてひとたび不祥事が起こると、中には職務体制の不備が原因であっても個人の責任が問われ、組織としての対策が遅れることもある。

警察官・職員がより高い倫理観を求められるのは当然だ。だが長年、警察職場に身を置いていた私の経験から見れば、不祥事は個人だけでなく組織や制度にも原因がある気がしてならない。

警察官・職員は趣味や嗜好（しこう）、クレジットカードやパソコンの所有状況、借金の状況などを届け出なくてはならない。ほとんどプライバシーはなく、不祥事防止のための職員通報制度は悪意に捉えられる傾向がある。また悩み事相談をすれば、マイナスに働き、建設的な意見具申をしても組織の不適合者というレッテルを貼られてしまう。それらがストレスとなり、精神的に疲弊して本来の治安維持、被害者救済に集中できない状況が生まれているのではないか。

甘えは決して許されないが、必要以上に厳しすぎる内部規律も不祥事の一因だと考える。例えば、個人的に飲酒する際、日時や場所、相手を届け出なくてはならない。これは飲酒絡みで不祥事が多発したためで、ある県警で始められたものだが、すぐに全国の都道府県警察にも導入が広がった。家庭内での飲酒も届け出が必要な警察署もあるようだ。

規律というものは緩むことがなく、厳しくなる一方である。組織論が専門の太田肇教授（同志社大）は「団結力や技能伝承が失われる非常識な組織であってはならない。減点評価なので何もしない人が評価される危険性がある」と指摘している。

「部下に権限を付与し、上司に責任義務を負わす」一。そんな当たり前の体制を重視するべきだ。信賞必罰による客観的で正当な職員に対する評価がやる気を起こし、不祥事を減らす。警察は組織の在り方を見直し、勸善懲悪の社会実現へ向け邁進してほしい。』

以 上